

健感発 0917 第 2 号

令和 2 年 9 月 17 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）

本年度の狂犬病予防注射の実施については、令和 2 年 6 月 11 日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 121 号）が施行され、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、本年 6 月までに狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者について、令和 2 年 12 月 31 日までの間、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和 2 年 8 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が取りまとめられ、「季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える者が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、更なる検査体制、医療提供体制の確保・拡充に取り組んでいく。」こととされました。

狂犬病の予防注射を確実に接種していただくため、各地域での新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえつつ、季節性インフルエンザが流行する前に、各自治体から犬の所有者等に接種を促していただくようよろしくお願いいたします。

なお、日本獣医師会では、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえでの犬の集合注射及び小動物診療施設等での対応について、別添 1、2 にて周知を行うこととしております。各自治体におかれましては、こうした情報について積極的にご活用いただくとともに、各地方獣医師会等と連携するなど、狂犬病予防注射の実施の推進についてより一層のご協力のほどよろしくお願いいたします。

(別添1) 日本獣医師会作成

新型コロナウイルス感染症を踏まえた狂犬病集合予防注射の実施について

我が国では、昭和25年に制定された狂犬病予防法に基づく犬へのワクチン接種により、昭和32年以降国内での発生は見られず、清浄国を維持しています。

しかしながら、本年5月、愛知県でフィリピンから来日した外国籍の男性に国内14年ぶりとなる発症が確認される等、海外では毎年6万人が死亡している状況下において、予防注射が本病の防疫に果たす役割は極めて重要です。

しかし、本年は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、予防注射の時期が例年の4月1日から6月30日までの期間から、12月31日まで延長されました。このような状況下にあつて集合注射を再開するに当たっては、下記の事項に留意の上、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止措置を確実に講じることにより、犬の所有者等が安心して予防注射を受けることができるよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 獣医師等における留意事項

- ①可能な限り个人防护具（PPE）の装着を行うこと（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、手袋、白衣等）。
- ②予防注射ごとに装着している手袋等の消毒を行うこと。
- ③獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ④咳、発熱等の症状がある場合は、他の獣医師と交代すること。

2 飼い主等における留意事項

- ①事前の通知等により、咳、発熱等の症状がある場合は、来場を控えていただくようお願いすること。
- ②会場では、マスク着用など咳エチケットを徹底していただくこと。
- ③会場に消毒薬を設置し、手指消毒をお願いすること。
- ④犬の飼い主等間での密接な接触は避けること。

(別添2) 日本獣医師会作成

新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について

(令和2年7月31日改訂)

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中で、「緊急事態宣言」に伴う都市封鎖（ロックダウン）及び外出禁止等の措置が講じられることが懸念されます。

この文書は、このような事態においても、小動物診療施設において獣医師、獣医療スタッフ等（以下「獣医師等」という。）及び飼育動物の飼い主の感染防御を確保しつつ、必要な診療業務を継続するために推奨される対応方策を提示するものです。

なお、産業動物診療については、診療業務が主に家畜又は家禽が飼養される畜鶏舎で行われること、これまで新型コロナウイルスが家畜等に感染したとの報告はないことから、家畜飼育者等との接触において、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なることがないように注意しつつ、本文書を参考に必要な診療業務の遂行をお願いします。

1 応召の義務

「診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」（獣医師法第19条第1項）との規定にかんがみ、必要と判断されれば原則として飼育動物の診療を行うこと。

2 飼い主への事前連絡・周知

外出禁止の要請等が行われた場合には、罹患動物の診療のために来院する前に電話等で事前相談を行うよう、通院中若しくは過去に通院歴のある動物の飼い主に対して、ホームページ、電話、メール等で連絡・周知すること。

3 罹患動物の容体等の聴取

2の飼い主からの電話等においては、罹患動物の容体のほか、飼い主自身の健康状態、海外渡航歴、新型コロナウイルス感染症の感染者との接触の可能性等について聴取すること。

4 電話等による診療の指示等

3の飼い主からの電話等による聴取の結果、罹患動物の病状が重篤で緊急的な処置等

を要する場合を除き、来院を延期した上で、オンライン診療、電話、メール等での診療の指示、指導等に止めること。

5 来院させる場合の留意事項

来院させる必要があると判断した場合には、原則として次の留意事項に従わせること。

- ① 飼い主同士の接触を避けるため、予約制とすること。
- ② 同伴は健康な成人1名に限ること。
- ③ 大型犬を除き、移動用ケージ等を用い搬送、来院すること。
- ④ 自家用車等を利用し、公共機関は利用しないこと。
- ⑤ マスク着用等の感染防護措置を行うこと。
- ⑥ 到着後、動物とともに院外で待機し、病院の獣医師等の指示により院内へ入室すること。
- ⑦ 支払いは不必要な接触を避けるため、原則としてキャッシュレス決済等に限定すること。
- ⑧ これらの指示に従わない場合は、診療を見送る場合もある旨の同意を得ること。

6 来院時の対応及び留意事項

飼い主の来院時には、病院の獣医師等は次の対応、指示等を行うこと。

- ① 予約時間に飼い主が来たことを確認し、待合室への入室を指示すること。
- ② 入室時に院内に設置した消毒薬で手指を洗浄消毒すること。
- ③ ケージを決められた場所に置き、獣医師等の指示を待つこと。
- ④ 院内の備品等に不必要に触れないこと。
- ⑤ 獣医師等とは2メートル以上の距離を保つこと。
- ⑥ 待合室にて問診表（飼い主の健康状態に関する質問を含む。）の記入を依頼し、内容を確認した上で、診療室への入室を許可すること。
- ⑦ 診療終了後、帰宅時に手洗い等十分に感染の防護に努めるよう周知すること。

7 院内の獣医師等に対する留意事項

病院の獣医師等は、上記事項のほか、次の事項を遵守すること。

- ① 个人防护具（PPE）の装着を徹底すること（別添6参照(略)）。
- ② 獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。

- ③ "One Health"の概念を実践する者としての自覚の下、逐次公表される新型コロナ2ナウイルス感染情報や政府の対処方針等に留意し、自身の感染防御は勿論、院内感染等によるクラスターの発生防止に努めること。

8 診療対象動物が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合の対応

犬、猫等が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合には、(公社)日本獣医師会のホームページに掲載された「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」(令和2年5月1日、7月31日改訂)を参照の上、予め本会に連絡した後、国立感染症研究所獣医科学部等に問合せを行うこと。